

亡くなられた後の手続について

香川県仲多度郡琴平町

相統登記申請 土地や建物の不動産を所有していた方が亡くなられた場合には、「相統による所有権移転の登記」の手続をしましょう。お問い合わせは管轄の法務局へ。

故人のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

死亡に伴い、下記に該当する場合は手続が必要です。一般的な手続について記載しておりますので、各個人によって内容が異なる場合があります。詳しくは各担当課にお問い合わせください。

亡くなられた方が次の場合	手続	担当課	届出に必要なもの
亡くなられた方が世帯主で他に 2 名以上の世帯員がいる場合	・世帯主変更 (便宜的に_____様を世帯主にしております。 変更ご希望の場合は手続をお願いします)	住民福祉課 (戸籍等) 75 - 6704	・印鑑 ・本人確認できるもの(運転免許証等) (同一世帯員以外の方が手続される場合は委任状が必要)
国民年金加入(受給)者	・未支給年金等の請求 ※事前に必ず善通寺年金事務所へお問い合わせください。 ☎(0877)62-1662		・請求者の本人確認できるもの(運転免許証等) ・年金証書、年金手帳 ・印鑑 ・請求者名義の通帳 ・請求者のマイナンバーがわかるもの ※加入の年金種別によって手続が異なります。
印鑑登録をされていた方	・印鑑登録証の返還		・印鑑登録証
マイナンバー通知カード、マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方	・カードの返還		・各カード
火葬許可証に訂正が必要な方	・火葬許可証の訂正(該当の方のみです)		・火葬許可証
介護保険の被保険者	・被保険者証の返還 ・介護保険負担限度額認定証、負担割合証の返還(お持ちの方のみ) ・高額介護サービス費支給口座変更(該当の方には個別にご案内します)	住民福祉課 (高齢者福祉) 75 - 6706	・被保険者証 ・介護保険負担限度額認定証 ・介護保険負担割合証
高齢者福祉タクシー利用券をお持ちの方(未使用分がある場合)	・高齢者福祉タクシー利用券(未使用分)の返還		・未使用分の高齢者福祉タクシー利用券
緊急通報装置の登録者	・緊急通報装置の返還(該当の方には個別にご案内します)		
身体障害者手帳・療育手帳等をお持ちの方	・各種手帳の返還	(社会福祉) 75-6723	・各種手帳
国民健康保険の被保険者	・被保険者証等の返還 ・葬祭費の支給申請	子ども・保健課 (保健医療) 75 - 6705	・国民健康保険被保険者証(国民健康保険から発行されている認定証や受給者証を含む) ・世帯主が変更になった場合は、世帯全員の被保険者証 ・喪主の方の印鑑、通帳、喪主であることがわかるもの(会葬のお礼のハガキ、火葬許可証等)
後期高齢者医療の被保険者	・被保険者証の返還 ・葬祭費の支給申請		・被保険者証(限度額適用・標準負担額減額認定証や受給者証を含む) ・喪主の方の印鑑、通帳、喪主であることがわかるもの(会葬のお礼のハガキ、火葬許可証等)
乳幼児・子ども・ひとり親・重度心身障害者医療の受給者	・各種医療の受給者証の返還		・各種医療の受給資格者証 ・印鑑
児童手当受給者	・受給事由消滅届及び未支払請求の手続 ・新たな受給者の認定請求		子ども・保健課 (子育て支援) 75 - 6719
原付バイク、軽自動車をお持ちの方	・異動手続(名義変更、廃車など)	税務課 75 - 6702	・原付バイクの廃車の場合は、ナンバープレート ・印鑑 ・標識交付証明書
固定資産をお持ちの方	・相続人代表者指定届出書の提出		・印鑑 ・変更する方の通帳
町税の口座振替をされている方	・振替口座の変更手続		
水道の水栓名義人の方	・名義変更(電話でかまいません)	香川県広域水道企業団中讃ブロック統括センター お客様センター ☎98-1107	

※ 戸籍(除籍)謄本は本籍地の市町村にて発行できますが、死亡の記載された戸籍(除籍)謄本は、死亡届を提出されてから数日後になります。お時間がかかることをご了承願います。